

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 4 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 茂木 幸生

署名委員 与沢 裕美

奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年4月25日(金) 午後3時～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
		8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 1名

1番 里 義文

事務局長兼住用分室長

池 秀 平

事務局次長 勝 裕 美

笠利支所主幹兼分室長

中村 幸信

笠利町主幹 竹山 和幸

名瀬支所主査

別府真砂海

住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

- ・4月の総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地の判定について

議案第21号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について

議案第22号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について

議案第23号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は 13 人です。総会は成立いたしました。
これから、令和 7 年第 4 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第 1》

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、3 番 茂木 委員と 4 番 与沢 委員
のお二人を指名いたします。

《日程第 2》

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、議案第 19 号から議案第 23 号まで
の 5 件を予定しております。

お諮りいたします。
会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。
よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第 3》

議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 14～No. 16 について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読と説明を求めます。

(池 局長)

事務局

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 6 件で売買が 3 件、贈与が 3 件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

NO. 14 は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字役勝字^{まえうち}前内の 1 筆の申請です。

農地区分は第 1 種農地であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1,709 m²で贈与による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

11 ページをお開き下さい。

NO. 15 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字^{や や た ば る}矢々田原の 1 筆の申請です。

農地区分は第 1 種農地であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 820 m²で売買による申請となります。

また、農地取得後は、観葉植物を栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

また、19 ページ～22 ページにおいて農地取得できる条件整備として農地所有適格化法人適格要件届出書を提出しております。お目通ししてください。

議長 8 番 8 番	27 ページをお開き下さい。 NO. 16 は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字浦上字川内の1筆の申請です。 農地区分は第1種農地であります。 譲渡人の1筆の農地の面積は4,968㎡で売買による申請となります。 また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 以上3件でございます。 (岸田 会長) それではNo.14から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。 (榮 委員) 譲受人・譲渡人についての説明 8番、榮です。 農地法第3条の規定によるNo.14の案件について調査報告を行います。 4月21日月曜日、午後2時、譲受人、譲渡人、住用支所の朝井さん私の計5人で申請地の役勝の現場において相方より聞き取りを行い、申請内容の確認を致しました。 お二人は母と娘の親子であり母から娘への生前贈与であります。 申請書に記載された農地の所在、地番、面積等相違ないことをお二人より確認致しました。 (榮 委員) 土地についての説明 当該農地の現状報告を致します。 凡そ50本以上のタンカン樹が植栽されており、雑草等も刈られ管理された樹園地でした。 尚、農地法第3条の調査書につきましては第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。 以上です。
---------------------------------	---

議長	(岸田 会長)
1 2 番	No. 1 5 の調査報告をお願いします。 (里 委員) 譲受人についての説明 1 2 番、里です。 議案 1 9 号の農地法 3 条の規定による許可申請書No. 1 5 号の譲受人と譲渡人及び土地についての調査報告を致します。 譲受人につきましては、4 月 1 5 日午前 9 時 5 分頃、現地にて有限会社奄美興島園の代表者にお会いして、お話しを伺いました。 今回、中村室長、竹山主幹、朝委員、照井委員、与沢農業委員、山本推進委員が同行し調査しました。 譲受人は現在、意欲的に取り組んでおり問題ないと思います。 譲受人の父親と譲渡人とは従姉弟同士にあたるようで今回、売買での移転との事でした。 又、申請書のとおり間違いはありませんとの事でした。
1 2 番	(里 委員) 譲渡人についての説明 譲渡人につきましては4 月 1 5 日午前 8 時 5 0 分頃、自宅を訪問し、本人から話しを伺いました。今回、売買での移転である事と又、申請書とおり間違いありませんとの事でした。
1 2 番	(里 委員) 土地についての説明 土地につきましては4 月 1 5 日午前 9 時 5 分頃に中村室長、竹山主幹、朝委員、照井委員、与沢農業委員、山本推進員と同行し現地を確認しました。 申請地は譲受人の畑に隣接しており、雑草が生えておりましたが、すぐにでも農地として利用可能な状態で、他の農作物や作業等に影響を及ぼす事は無いと判断します。 農地法第 3 条の調査書、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) 続いてNo. 1 6 の調査報告をお願いします。

議長	質疑はございませんか。 (岸田 会長) 私の方から質問です。 本日、欠席されている里委員から電話にて質問がありました。 No.14の2ページの職業欄について無職となっていますので、記入の方の確認をお願いします。 また、農作業歴について54年となっていますが、譲受人が64歳なので、9歳の時からになります。
事務局	(勝 次長) 本人が窓口に来た時に聞き取りをしましたところ親が行っていた農業の手伝いをしていたためそのとおり記入したという事です。
議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請、No.14～No.16について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 4 》

議案第 2 0 号 非農地の認定についてNo. 9 ～No. 1 0 を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第 2 0 号 非農地証明願いについて

3 6 ページをお開き下さい。

今回の申請の内訳は笠利地区の 2 件の申請です。

3 7 ページをお開き下さい。

No. 9 につきましては奄美市笠利町大字宇宿字半川原^{はんかわはら}の 1 筆の申請です。

申請面積は 6 9 0 m²であります。

3 9 ページの案内図から申請地は宇宿集落内に接続しており農地区分は第 2 種農地であります。

4 1 ページの現況写真により原野の様相を呈しております。

続きまして

4 2 ページをお開き下さい。

No. 1 0 につきましては奄美市笠利町大字喜瀬^{くじらはま}字 鯨浜の 1 筆の申請です。

申請面積は 4 9 4 m²であります。

4 4 ページの案内図より申請地は喜瀬集落から鯨浜の岬の山手に位置しており農地区分は第 2 種農地であります。

4 6 ページの現況写真により原野の様相を呈しております。

以上 2 件でございます。

議長	(岸田 会長) それではNo. 9 から順次、担当調査委員による調査報告お願いいたします。
6 番	(大瀬 委員) 願出人についての説明 非農地証明願いNo. 9、願出人の報告を致します。 4月17日木曜日願出人の自宅に出向き話しを聞きに行きましたが願出人がデイサービスに出かけており長男の〇〇さんがいたので、話しを伺いました。案内図の39ページの申請地は傾斜地で畑の中に井戸もあり15年前から休耕放棄しているとの事でした。
6 番	(大瀬 委員) 土地についての説明 4月17日木曜日、午前9時に私と笠利分室の中村さん、竹山さん、与沢委員、照井委員と推進委員の肥後さん6名、現地で待ち合わせをして現地確認をしました。 宇宿字半川原の畑41ページの写真のように雑木等が生い茂り農地として不向きと思われます。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) 続いてNo. 10 お願いします。
5 番	(照井 委員) 願出人についての説明 非農地証明願いNo. 10 の調査報告を致します。 4月19日午後3時40分頃、願出人へ電話で確認致しました。 42ページでもありますように昭和50年頃より休耕放棄されていたようです。 場所、番地、面積、申請内容に関しましても委任されている行政書士に確認し間違いないとのことです。
5 番	(照井 委員) 土地についての説明 4月17日午前9時30分頃、中村分室長、竹山主幹、大瀬委員、盛推進委員、西秋子推進委員と現地の確認を致しました。 44・45ページを御覧ください。 当該地は道路から面しておらず申請地に行く道も荒れ果てておりました。また、申請地は雑木が生い茂り山の一部と化していました。

議長

これから本案に対するNo.9～No.10の質疑に入ります。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

《日程第6》

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案第 21 号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について

議案 21 号合意解約につきましては名瀬地区が 1 件、笠利地区についても 1 件でございます。

解約面積につきましては名瀬地区が1,351 m²、笠利地区は1,526 m²となっています。

議長	解約理由につきましては、いずれの地区も耕作者の変更となります。 その後は農地中間事業にて契約を開始する予定となっております (岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第２１号 奄美市農用地利用集積計画合意解約の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 《 日程第 ８ 》 議案第２２号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定についてと 議案第２３号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(池 局長) 最初に議案２２号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について５６～５７ページの管理表をお開き下さい。 解約内容につきましては笠利地区の２０件５０，７７８㎡でございます。 解約理由としては耕作者が変更となり、契約を開始することとなります。 続いて議案２３号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について６２ページの名瀬地区、６３ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

議長	利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が５件で面積は８，０９３㎡でございます。
	また、笠利地区につきましては３１件で面積は６７，４４７㎡でございます。
	作物名など、その他につきましてはお目通しください。
	以上であります。
	(岸田 会長)
	これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。
	質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
	お諮りいたします。
	本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員の挙手)
事務局	全員賛成であります。
	よって、議案第２２号、２３号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。
	以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。
	連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。
	(事務局からの連絡)
	< 協議会 >
	１． 協議事項
	５月の日程について
	・ 申請締め切り日 ５月 ７ 日 水曜日
	・ 事前協議の日程 ５月 １３日 火曜日 ９：３０～ ３F会議室
・ 総会の日程 ５月 ２３日 金曜日 １０：００～ ５F会議室	

議長	総会終了後に農地中間管理事業について説明 笠利支所 諏訪 亜希乃さんからの説明 同日 13:30～農地法研修会 (農業会議 大槻さん) 休憩後15:30～農業者年金研修会 (農業会議 坂口さん) ・奄美市農業委員会互助会について (岸田 会長) それでは、正会に返します。 以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 令和7年4月25日 奄美市農業委員会 会長 岸田 国広 署名委員 茂木 幸生 署名委員 与沢 裕美 作成者 池 秀 平
-----------	--